

同志社女子大学における公的研究費不正防止計画

同志社女子大学（以下「本学」という）は、平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 運営・管理体制

①最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者：学術情報部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③コンプライアンス推進責任者：学部・研究科の長

各学部・研究科における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

④コンプライアンス推進副責任者：学術情報主任、学部・研究科の事務長

コンプライアンス推進責任者の指示のもと、実効的な管理監督と指導を行う。

2. 不正防止計画

①責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
責任体系が曖昧で、組織のガバナンスが機能しない。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を定め、役割を明確化する。

②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルールが不明確で理解されていない。	明確な統一ルールを定め、使用ルール等のマニュアルを作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
コンプライアンスに対する意識が希薄である。公的研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。不適切な経費執行も研究のためなら許されるという意識がある。	コンプライアンス教育を実施し、意識の向上を促す。法令及び関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。不正使用と認められた場合は氏名を公表し、厳しく処分する。

③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正発生要因を把握できない。	不正には複数の要因に係る可能性があることに留意し、研究者及び各学部・研究科等の実務担当者との連絡を密にする。内部監査の結果や不正使用事案の調査から不正発生要因の把握、不正防止計画の整備、必要に応じて計画の見直しを行う。

④公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
予算執行が年度末に偏る。	研究計画に基づき、定期的に予算管理状況を確認するとともに、必要に応じて改善を求める。 正当な理由による執行の遅れについては、繰越制度の活用を勧める。
取引業者と研究者が必要以上に密接な関係を持つことが不正取引に発展する。	取引額の大きい業者に、不正取引に協力しない旨の誓約書を提出させる。 取引業者には不正対策に関する本学の方針及びルールを周知徹底する。
出張の事実確認が不十分であるため、不正出張を防止できない。	出張報告書に宿泊先や用務先を記載することを義務付け、確認できるようにする。 宿泊費の支給を伴う出張の場合は、出張報告書に宿泊の事実を証明する書類の提出を義務付ける。
検収確認が不十分であるため、架空伝票による納品や預け金を防止できない。	一定金額以上の物品等の発注及び納品時の検収を事務部門が実施する。
研究と直接関係ないと疑われる経費支出がある。	疑義が生じた経費申請については、研究者に使用目的を確かめる。
謝金の実態を確認できず、カラ謝金を防止できない。	事前に業務従事者の雇用予定書を提出させる。 業務従事者の勤務状況等の事実を事務部門が確認する。 謝金を支払う際は、本学が直接、業務従事者へ支弁する。

⑤情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口がない。	学術情報部学術研究支援課が窓口となり、適正な研究費使用について指導・助言し、不正行為等の告発を受け付ける。

⑥モニタリングの実施

不正発生要因	防止計画
モニタリング体制の整備が不十分である。	法人監査室によるモニタリング及び内部監査を受け、適正な業務執行に努める。